

特定投資家等をめぐる金商法の規制環境

投資家の分類		金商法の行為規制（禁止事項・履行義務等）																	根拠条文											
		誠実義務	標識の掲示	名義貸しの禁止	社債管理の禁止	虚偽告知の禁止	断定的判断提供の禁止	無登録信用格付の禁止	助言・運用の偽計等の禁止	損失補填約束の禁止	損失補填の禁止	顧客情報の適正な取扱い	分別管理義務	広告等の規制	不招請勧誘の禁止	勧誘前の意思確認	再勧誘の禁止	適合性原則の遵守			取引態様の事前説明	締結前書面の交付	締結時書面の交付	保証金受領書面の交付	クーリングオフ	最良執行方針等の交付	顧客証券の担保提供	区分管理信託義務		
特 定 投 資 家	デリバティブ・プロ	～以下のプロ相手のデリバティブ取引には金商法が適用されない＝規制を受けない																	法2条Ⅷ項 柱書 括弧内 施行令1条の8の6 Ⅰ項②号											
	★ 資本金10億円以上の株式会社																											定義府令15条2項		
	★ 第一種金業者、登録金融機関																											定義府令15条 Ⅰ項①号		
	★ 適格機関投資家																											定義府令15条 Ⅰ項②号		
	★ 適格機関投資家																											法2条31項①号、同条3項①号		
	【届出不要】(以下抜粋) ☆ 第一種金業者(有価証券関連業に限る)※1、投資運用業者 ☆ 投資法人、投資信託等 ☆ 銀行、保険会社、信金等 ☆ 投資事業有限責任組合(LPS) ☆ 適格機関投資家たるファンド(適格機関投資家等特例業務)～適格機関投資家が営業者等																												定義府令10条 Ⅰ項①号 定義府令10条 Ⅰ項②～③号 定義府令10条 Ⅰ項④～⑦号 定義府令10条 Ⅰ項⑧号 法63条 Ⅰ項	
	【届出必要】(以下抜粋) 資本金額は非要件 ☆ 有価証券残高10億円以上を保有する法人 or 個人(会社、学校法人、資産家 etc、外国籍OK) * 個人の場合は口座開設後1年経過も要件 ☆ 有価証券残高10億円以上を保有する以下の組合の業務執行組員・営業者たる法人 or 個人 * 任意組合(NK) * 匿名組合(TK) * 有限責任事業組合(LLP) ☆ 適格機関投資家たるファンド(適格機関投資家等特例業務)～適格機関投資家以外が営業者等																												定義府令10条 Ⅰ項③～④号イ 定義府令10条 Ⅰ項③～④号ロ " " " 法63条 Ⅰ項	
	【金融庁長官が指定】 ☆ 農協及び漁協連合会																												定義府令10条 Ⅰ項⑤号	
	★ 国																												法2条31項②号	
	★ 日本銀行																												法2条31項③号	
一 般 投 資 家	★ 内閣府令で定める特定投資家(一般投資家へ移行可能)～If 一般投資家へ移行したら△規制適用 ☆ 特殊法人(NHK、NTT、JR、JT、JRAなど)、独立行政法人(造幣局など) ☆ 投資者保護基金 ☆ 預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構 ☆ 特定目的会社(TMK/SPC～資産流動化法) ☆ 金融商品取引所に上場されている株券の発行会社 ☆ 資本金5億円以上と見込まれる株式会社 ☆ 金融商品取引業者(上記※1を除く)、適格機関投資家特例業務を届出者である法人 ☆ 外国法人	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●	法2条31項④号、34条 定義府令23条①号 定義府令23条②号 定義府令23条③～⑤号 定義府令23条⑥号 定義府令23条⑦号 定義府令23条⑧号 定義府令23条⑨号 定義府令23条⑩号		
	◆ 一般投資家(特定投資家へ移行可能)～If 特定投資家へ移行したら▲規制不適用 ◇ 上記以外の法人(金業者へ申し出て特定投資家になる) ◇ 出資額3億円以上&他の全組員の同意ある以下の営業者 or 業務執行組員たる個人 * 匿名組合(TK) * 任意組合(NK) * 有限責任事業組合(LLP) ◇ 以下の要件を全て満たす個人 * 純資産及び投資性金融資産の合計がいずれも3億円以上(+申出に係る金商契約を締結してから1年経過) * 純資産若しくは投資性金融資産の合計が5億円以上、又は前年の年収1億円以上(+ " * 純資産又は投資性金融資産の合計が3億円以上(+ " * 純資産若しくは投資性金融資産の合計が1億円以上、又は前年の年収1千万円以上(+ " + 金融業務の経験者・学識者・資格者等)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	法34条の3 Ⅰ項 法34条の4 Ⅰ項①号 業府令61条 Ⅰ項 業府令61条 Ⅱ項①号 業府令61条 Ⅱ項②号 法34条の4 Ⅰ項②号 業府令62条 Ⅰ項①号 業府令62条 Ⅰ項②号 業府令62条 Ⅰ項③号、Ⅱ項 業府令62条 Ⅰ項④号、Ⅲ項		
	◆ 一般投資家(特定投資家へ移行不可) 上記以外の個人	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
行為規制の条文		法36条	法36条の2	法36条の3	法36条の4	法38条①号	法38条②号	法38条③号	法38条の2①号	法38条の2②号	法40条②号	法40条の3	法37条	法38条④号	法38条⑤号	法38条⑥号	法40条①号	法37条の2	法37条の3	法37条の4	法37条の5	法37条の6	法40条の2Ⅱ項	法43条の4	法43条の3					
規制解除の条文																											法45条①号	法45条②号		